

国 道 車 第 3 0 号
平成 27 年 1 月 23 日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 殿

国 土 交 通 省 道 路 局 長

「車両の通行の制限について」の一部改正について

道路法（以下「法」という。）第47条第1項の政令で定める最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、同条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対しては、昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達「車両の通行の制限について」等に基づき取締り・指導を行っているところである。しかしながら、依然として重量等の制限を超過した車両が通行している。

平成26年4月14日に社会資本整備審議会道路分科会が行った「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」においては、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされたところである。

これを受け平成26年5月9日には「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくこととしたところである。

この方針に基づいて、車両総重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合には、その事実をもって告発の対象とすることとし、昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達「車両の通行の制限について」の一部を下記のとおり改正したので、その運用について遺憾のないようにされたい。